

プール関連機器認定規則

(目的)

第1条 プール関連機器認定制度(以下「認定」という。)は、公益社団法人 日本プールアメニティ協会(以下「協会」という。)が遊泳用プールの関連機器の認定基準を定め、適合する機器に対して認定(以下「認定機器」という。)を行い、規格適合機器認定証(以下「認定証」という。)を交付することにより、わが国の遊泳用プールの衛生水準及びアメニティの向上を図り、その健全な発展に寄与することを目的とする。

(趣旨)

第2条 これまでのプール水の水処理は、おもに循環ろ過装置と塩素消毒の組み合わせであった。近年、水処理技術の進歩とともに、近年ではオゾン浄化装置、紫外線照射装置、膜処理装置等を組み込んだ高度処理システムの採用が増加している。これらの機器類は、各製造者が独自で性能や規格等をそれぞれの基準で表示しているだけである。

機器認定制度は、これらの機器を使用する側のプール運営者が、機器の選定・採用からメンテナンスに至るまで、公正な基準により比較検討できるように、水処理装置の認定基準を設定した。また、認定基準以上の機器を認定し、性能面、保守・維持管理面を含め経済的で衛生的な機器の選択を容易にするものである。

(認定の基準)

第3条 認定の対象(形式)となる機器は、別表-1に定める機器とする。

- 2 プール関連機器を製造する事業者(以下「製造者」という。)から申請された機器が別表-2に定めるプール関連機器規格認定基準(以下「認定基準」という。)に適合している場合、認定する。
- 3 認定は、機器の機種及び型式ごとに行う
- 4 認定後、機器の仕様に重大な変更をした場合は、別に定めるところにより、届け出なければならない。

(審査機関)

第4条 審査機関として、機器認定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員は理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 委員長は委員の互選による。
- 4 委員会はこの認定規則及び認定基準に基づき審査及び必要により実地調査を行う。

(申請)

第5条 製造者が機器の認定を申請するときは、機器認定申請書(様式第1号)、及び申請書に定める書類を提出し、別表-3に定める申請料及び実地調査費を、協会に納付しなければならない。

(申請資格)

第6条 機器認定を受けようとする製造者は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 事業経歴及び経営状態が正常かつ良好であること。
- (2) 原則として、3年以上の事業実績を有し、今後も継続して機器の製造が可能なこと。
- (3) 認定機器の取消しを受けた製造者は、取消し後2年以上経過していること。
- (4) 本事業以外の事業を営む場合は、本事業の社会的信用を損なうものでないこと。

(審査)

第7条 委員会は、申請された機器が認定基準に適合するか否かを審査する。

- 2 審査は、書類審査とし、必要に応じて実地調査を行う。
- 3 委員長は、前項の審査結果を理事会に報告する。

(認定)

第8条 委員会の審査結果に基づき、理事会は適合機器を認定する。

- 2 認定日は、理事会が認定した日とする。
- 3 理事会は、機器を認定したときは、当該製造者に対して認定証を交付する。

(認定マーク)

第9条 製造者は、認定機器に、別表-4に定める認定マークを表示することができる。

- 2 製造者は、認定を受けていない機器に、認定マークを表示してはならない。
- 3 製造者は、認定の取消しを受けたときは、認定マークの表示を削除しなければならない。

(製造者の責務)

第10条 認定機器の製造者は、遊泳用プールの衛生基準及びアメニティの向上のため、努めなければならない。

(届出)

第11条 認定製造者は、次の各号の事実が発生したときは、その日から30日以内に、協会へ届けなければならない。

- (1) 事業の廃止
- (2) 事業内容の変更
- (3) 社名及び所在地の変更
- (4) 代表者、担当者の変更
- (5) 機器の重大な変更

(検証調査)

- 第12条 第11条に定める事実が生じたとき、及び機器の仕様などに変更の疑いがあるにもかかわらず、変更届が出されていない場合、理事会は製造者の同意を得て、委員会に調査を依頼する。
- 2 当該検証調査のために必要となる費用は、製造者の負担とする。

(調査協力及び報告義務)

- 第13条 認定製造者は、次の各号について遵守しなければならない。
- (1) 審査及び実地調査のほか、理事会が特に必要と認めて実施する検証調査や資料の提出について、協力すること。
- (2) 運営者等から認定機器に起因する損害賠償を請求されたとき、又はその他重大な事故が発生したときは、直ちにその内容と結果を報告すること。

(取消)

- 第14条 認定機器が、第3条に規定する認定基準の要件を欠く場合、又は認定製造者が第13条及に規定する調査協力及び報告義務を怠り、或いは認定の実施に支障を及ぼす行為をした場合は、理事会は委員会に調査を依頼する。その調査結果に基づく改善勧告に従わず、改善が認められない場合は認定の取消をする。

(苦情の処理)

- 第15条 協会は、認定機器に関する運営者若しくは第3者からの苦情に対して、厳正かつ公正に対応しなければならない。

(損害賠償)

- 第16条 製造者は、認定機器を起因とする各種の損害賠償に対処するため、損害賠償保険に加入しなければならない。

(補則)

- 第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。
- 2 この認定は、「貿易の技術的障害に関する協定」の趣旨を踏まえ、協定加盟国から輸入されたプール関連機器についても適用する。
- 3 この認定の対象となる機器の認定基準については、技術の進歩等を踏まえ、適宜改定を行う。

附則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 理事会は、必要に応じ別に定める経過措置を講ずることができる。

別表－1 プール関連機器認定対象機器(形式)

1. 循環浄化装置
 - イ) 砂式(人工砂を含む)
 - ロ) 珪藻土式
 - ハ) カートリッジ式
2. オゾン浄化装置
3. 紫外線照射装置
4. 電気分解式次亜塩素酸ナトリウム生成装置

別表-2

プール関連機器認定基準(別紙)

※プール関連機器認定対象機器(形式)ごと、4種

別表-3 プール機器認定申請等の諸費用

番号	項目	金額	備考		
1	申請料	20,000 円	初回のみ		
	審査料	5,000 円	1 機種につき(方式の違いなど)		
		1,000 円	1 型式(型番)につき(能力の違いなど)		
2	認定料	5,000 円	1 機種(型番)につき(認定証)		
3	変更申請料	1,000 円	1 型式(型番)につき(能力の違いなど)		
4	認定証再発行	3,000 円	送料共(紛失・変更申請による再発行)		
5	認定シール (本体・カタログ用)	無償	ただし、社名を入れる場合は要した費用		
6	実地調査	1調査につき、調査員 2 名を基準とする、必要に応じ実施する			
	日 当	10,000 円	1 日 1 名につき		
	宿泊料	10,000 円	1 泊 1 名につき		
	鉄道運賃	要した費用	新幹線	50km以上、座席指定	
			新幹線以外	30km以上、特急または急行、座席指定	
	自動車賃	要した費用	バス・タクシー		
	船 賃	要した費用	特別室を除く		
	航空運賃	要した費用	500km以上または航空機以外の移動が不可能な時 移動時の普通席往復割引運賃		
	その他の交通機関	要した費用	現に支払った金額		
都市圏内移動	3,000 円	ただし、30km以内の移動については一律みなしの交通費として左の金額とする また、航空機・新幹線・船舶を利用し、その前後に乗り継いだ都市内の移動についても一律左の金額とする			
7	検証調査	実地調査に同	認定基準に違反する疑いがあり、理事会が必要と認めた時		

別表-4 認定マーク (135 mm X 86 mm)

機器本体貼付用シール



規格適合機器認定証